

---

◎一般質問

○議長（稲葉昭宏君） 日程第1、昨日に引き続き、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

---

◇ 佐藤作行君

○議長（稲葉昭宏君） 通告順位6番、佐藤作行君。

（7番 佐藤作行君 登壇）

○7番（佐藤作行君） 通告に従いまして、壇上より一般質問をさせていただきます。

私の今日の質問及び提案は2点あります。1番目として町にある重要文化財、重要古文書類ですね。これを町の指定の文化財にしてはどうかという提案が1点です。

それから、もう1点は町に関する諸問題についてということで、認知症サポート医は解消されたのか。

それから、町技術職不在について現状はどうなっているか。また県の長期派遣を受ける道を探ってはどうかというような提案です。

それから3番目として、先日伊東市議会で・・・、前の伊東市議会ですね。海洋散骨の防止指針というのが出たんですが、これらについて町長はどう考えているかというのをお尋ねします。

それから4番目は、今、南伊豆町なんかで結構蔓延していますカジノナガキクイムシですね。これをどうにか対策を取って欲しいということで、一部八木山なんかも散見できるので、ぜひ対策を取っていただきたいということがあります。

はじめに、町にある重要古文書類を町指定文化財にする件ということで、これですが、依田家の家屋がNPO法人に落札されまして、保全という意味でいい方向へ向かっているものと喜んでいますが、また、関係諸団体の方々の努力に対して敬意を表するものであります。

この問題なんです、依田家の古文書をはじめとする町にある各種古文書類の保全を図るために、町の指定文化財に指定してはどうかという提案でございます。これは、古文書会の方々なんかに意見をとったわけなんです、このほかにも岩科の区有文書だとか、雲見の高橋家の文書あるいは岩地の大屋の文書、また江奈の福本家所有の文書あるいは小杉原の山崎家の文書といろいろそのほかにも依田善六の関係の古文書なんかも存在しているようなんです、そこらについて町長の基本姿勢とこれからの方向に対して伺いたいと思います。

これは、保全をするということを目的としておりまして、町の指定文化財にするということ

だけが唯一の方法ではなくて、ほかにもいろいろ保全する方法はあると思いますが、そういう形で、何とか保全を図ればいいんじゃないかなと思っているわけです。

では、回答の方を町長、よろしくお願いします。

(町長 齋藤文彦君 登壇)

○町長（齋藤文彦君） 佐藤作行議員の一般質問にお答えします。

①町にある重要古文書を町指定文化財とする件について。「依田家古文書をはじめとする町にある各種古文書類の保全を図るために町の指定文化財に指定してはどうか。岩科区有文書、雲見高橋家文書、岩地大屋文書、江奈福本家文書、小杉原山崎家文書等」についてであります。

町の文化財の指定は、松崎町文化財保護条例に基づき重要なものを指定していますが、現在、町では有形、民俗、記念物の文化財が46指定されています。

建造物や彫刻、古文書等の町にとって歴史的又は芸術上価値の高いもの並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い資料のものを有形文化財とし、そのうち町にとって重要なものを指定有形文化財に指定するものです。

そのためには、教育委員会が所有者等の同意を得ることや松崎町文化財保護審議会に調査審議を諮問していただき指定することになっておりますので、教育委員会へ検討のお願いをしていきたいと思っております。

②町に関する諸問題について。④「認知症サポート医は解消されたか」についてであります。

現在、町内にサポート医はおりませんが、西伊豆町の医師がサポート医になりましたので当面の間はこの方をお願いいたします。

サポート医の設置は、認知症施策推進事業に位置付けされており、認知症の初期にその様態に応じた適切な医療・介護の提供ができるよう集中的にサポートするチームの中核になっていただくためのものですが、町単独での実施は不可能なため、賀茂圏域全体で共同設置するように調整を進めているところでございます。

⑤「町技術職不在について、現状はどうなっているのか。県の長期派遣を受ける道は」についてでございます。

現在、松崎町職員で技師として採用されている者は1名であります。事業を実施していく上で1名では負担も大きく、事業執行にも影響を及ぼすため毎年募集をしていますが、応募者がいない状況です。

こうした状況は他の市町も同様であることから、県職員の長期派遣が検討されています。実際の派遣は28年度では行われれないということですが、希望調査などがあつた際には希望してい

きたいと考えています。

㉔「海洋散骨防止の方向性と取り組みは」

現在、松崎町内には散骨事業者はありませんが、以前、御殿場市や熱海市では、民間企業が散骨場を建設しようとし、建設に反対する住民運動が起きました。墓地、埋葬等に関する法律では散骨についての規定がなく、「節度を持って行えば違法性はない」と抽象的な位置づけとなっていることから、両市では条例を整備するなど対応に追われたと聞いております。

当町には4つの海水浴場があり、無秩序な散骨が行われた場合、風評被害による町のイメージ低下は避けられません。近年は自然葬と呼ばれる散骨など、葬送に対する考え方も多様化してきている中で、故人や遺族の尊厳を配慮しつつ、度を越した無秩序な散骨が行われないよう先進事例を参考にしていきたいと思っています。

㉕「カシノナガキクイムシの対策は」についてです。

カシノナガキクイムシが媒介する「ナラ菌」によってナラ類、シイ・カシ類の樹木が広範囲に枯れ死する被害は全国的に広がっており、町内でも特に八木山地区内で目立っています。そのナラ枯れ被害対策については、行政と森林組合等林業事業者や研究機関が実施協議体制を構築し、初期対応から対策基本方針の策定、被害対策の実施を繰り返し行うことが基本と考えられますが、現段階では、賀茂農林事務所や近隣他市町との協議にも至っていない状況です。今後は県等と調整して、対応していきたいと考えています。

以上でございます。

○7番（佐藤作行君） ただ今より一問一答にて質問したいと思いますが、よろしいですか。

○議長（稲葉昭宏君） 許可します。

○7番（佐藤作行君） はじめの町にある重要古文書類を町指定文化財にする件についてであります。

これは、町長は普段から文化に根ざした町あるいは歴史を大切にする町というようなことをよく口にしておりますが、重要古文書類なんかも町にとっては大切な財産だと思うわけです。重要なことは、これが一個しかないというものであるわけです。こういうものに対する町長の認識と、それから現物を見たことがあるかということをお尋ねしたいと思います。

○町長（齋藤文彦君） 私は現物を見たことはありません。岩地のやつは見たことがありますけれども、ほかのものは見たことはありません。

ただ、実は私が静岡に行った時に県知事が寄ってきまして、松崎町にはすごい国宝があるんじゃないかというような・・・、国宝級のものがあるんじゃないかというような話をされまして、

ぼくは全然知らなかったわけですがけれども。その時に、松崎町の福本家の孝義録というのがあると、それが恥ずかしい話ながら、ぼくらは存在を知らなかったので、そういうことを話を聞いて、いろいろ調べたわけですがけれども。松崎町にはぼくらの知らないやつがたくさんありますので、先ほど壇上でお答えしたとおり教育委員会の方に頼んで、これはもう本当に松崎の歴史ですから、これを保存するためには、それなりの松崎町としての文化財指定ということを痛切に感じているところでございます。

○7番（佐藤作行君） ありがとうございます。

町長は、私の知っている限りでは文化とか歴史とか、そういうことを口にする町長は今までなかったわけですよ。そういうものを大切にして、まちづくりの中心に据えていこうというような考え方の町長はこの先出るかどうかともわかりません。

それで、この問題も一朝一夕にできないことは十分私もわかっています。それで、この古文書類の必要性の認識なんかは、どのような認識でいるか、ちょっとお伺いしたいと思います。

これは、町長と教育長にお願いいたします。

○町長（齋藤文彦君） 今日、議場に前教育長の藤池さんが来ておられますけれども、藤池さんが本当に松崎の歴史ということに本当にいろいろ松崎の歴史を掘り探っていくということを私も横で見っていましたので、本当にこれまでやっぱり文化、伝統、歴史のある町と言っているわけですがけれども、ただ言葉だけで本当に中身が伴ってなかったところがあるなど痛切に感じていますので、佐藤議員のご指摘のとおりですので着実にやっていきたいなと思っています。

○教育長（山本正子君） 教育委員会では、松崎の子どもたちを松崎の文化の薫りに包まれて、学校、家庭、地域と共に育つ子を育てたいと願っています。その意味からも、議員からご指摘のあった古文書類については、大切に守っていく必要があるかなと思っています。

○7番（佐藤作行君） 次に、今後の大きいその方向性あるいは指定する以外の保全方法なんかは町長、考えているでしょうか。これが唯一の保存方法だとは私は思っていないんですが、そこらを教育長も合せてお願いいたします。

○町長（齋藤文彦君） これは壇上で答えましたとおり、教育委員会の方にお願いしてやっていきたいと思っています。

○教育長（山本正子君） 町の文化財の指定に係る事務手続きは、先ほど町長が申し上げたとおりであります。指定の基準となる町にとって重要なものというところについて、古文書を調べているグループの方々等のご意見を伺いながら、進めてまいりたいと思います。

○7番（佐藤作行君） ある程度方向が出たようでいいんですがけれども、もう一つ、私が個人的

にちょっと思うんですが、県知事も知っているぐらいのその有名な古文書が今までなぜ町の指定文化財にもなっていないなかったのか、未指定だったのか、そこらの認識というのは、町長、どんなふうに考えているでしょうか。あと、教育長もお願いします。

○町長（齋藤文彦君） 公になっていなかったといいますが、知らなかったわけで、そういうことがあったら言ってくればいいわけですけども、知らなかったというようなことがございまして、全部が全部知っているわけではございませんので、非常に申し訳なかったというところでは。

○教育長（山本正子君） 例示いただいた古文書については、私自身も見たことがございません。これを機会に勉強してまいりたいと思います。

○7番（佐藤作行君） ありがとうございます。

この問題は、そんなに早急にやらなきゃならない、あるいは大急ぎでやらなければならないとほかに危害が及ぶというような問題ではないのですが、一番ネックになると私が思っているのは、やっぱり古文書を読める方がいま町に7人いるということなんです。これらの人が元気うちにある程度この古文書類の品定めをしていただいたりする。その中に重要なものがあれば、速やかに町の指定の文化財にのせていくというような形というのは、考えていますでしょうか。

○教育委員会事務局長（石田正志君） 文化財につきましては、正直言って、隠れたものと言うんですか、なかなかわからないところがあって、「ここにはあるよ」と聞かされて発見すると言うようなところがあると思います。

いま、佐藤議員がおっしゃられたような・・・、文化財保護審議会の方へと教育委員会から指定については諮問するわけですけども、その文化財保護審議会の方も正直言ってスペシャリストではないと思います、いろんなことに関して。

そういった意味で、先ほど町長が申しあげましたように、古文書を研究されている方とか、そういったある程度精通している方々に文化財保護審議会の何か・・・、言い方は失礼ですけども、実動部隊的な意見を求めるような、そういった体制を今後作っていく必要があるのかなと私個人的には思います。

○7番（佐藤作行君） 私は、この古文書は岩科区有文書なんです。毎年秋に虫干しをやるんです。その時に、一回だけ見に行ったことがあるんです。その中には、私はいろいろ文書を見させてもらったんですが全然読めないですよ。日本語で書いてあるという話なんです。

その時に、中村の松高に勤めておられた中村典郎先生がいまして、いろいろ解説してくれた

んですが、これが「よ」の字だよとか、この字が「し」の字だよとか、そう言われると、そんなような格好をした墨で書いてありまして、それで通達文書なんかじゃないですかね、当時の。

それをですね、秀吉の刀狩、それから太閤検地ですね。それから幕末のペリーが下田に入港した頃の下田奉行所の御触書、3点を見せてもらったんですよ。その時、やっぱりペリーとか、黒船の乗組員が松崎へ来た時に、例えば大福餅が食べたいと言った場合は、お金を取らないで乗組員に食わしてやってくれというようなことが書いてあるそうですよ。じゃあ、お金はどうするんですかと言うと、その文書に書いてあったわけなんですけど、下田の奉行所へといついつなんていう名前の乗組員が来て、大福を例えば3つ持って行ったよというようなことを証拠として出してもらえば、書いて文書で請求書みたいな形でしたんだと思いますが、奉行所の方が払うよというようなことが書いてあるというような話で伺ったことがあるんです。

それで、この・・・、町長にしても、教育長にしても、この諮問はするということふうに理解してよろしいですか。答申とか何とかというものを・・・。古文書に対しての。

○教育長（山本正子君） 先ほどお話しましたように、古文書を調べているグループの方々にご意見を伺いながら、その結果によって、参考にしながら文化財保護審議会に調査、審議を諮問し、その答申を経て委員会として協議していくことになるかなと思います。

○7番（佐藤作行君） はい、わかりました。

じゃあ、次の問題へと入っていきます。認知症のサポート医の件です。西伊豆町の方にこの認知症のサポート医がおられて、松崎町の方も兼務していただくというような話だったんですが、これは何というか、認知症の疑いのある場合は、西伊豆町の病院の方へと松崎町の患者さんが出向くとか、あるいは医師がこちらへと、松崎町に来るとというような形態で対処していくんでしょうか。

○健康福祉課長（高木和彦君） この認知症サポート医というのは、外科医ですとか内科医の先生というのではなくて、いま地元にいる先生、既に診療している先生方にこの研修を受けてもらって、認知症について深い理解を研修によって得た方をサポート医と呼びます。

今は、賀茂郡に、下田に4人、それで西伊豆の池田先生がこの研修を受けて、なっているということで、その先生が必ず出向くというよりも、介護職ですとか他のかかりつけ医の方で認知症の方についての何かがあった時に、その先生が相談に乗るとするような制度でございます。

○7番（佐藤作行君） はい、わかりました。

これは前に静岡新聞なんかに掲載しまして、そして空白市町村ということで松崎町も載ったわけですね。そんなに手間がかからないで認知症のサポート医というのができるのであれば、

松崎町のお医者さんをお願いして、その講習を受けてもらうとか、そんな方向というのは検討してみる余地があるんじゃないかと思うんですが、そこらはいかがでございませうか。

○健康福祉課長（高木和彦君） 賀茂地区でもこのサポート医は必要だと考えています。下田医師会の方でもこのサポート医の研修についての旅費等について医師会の方で負担しようかという動きがあります。かなりの日数がかかるものですから、日当ですとか、そういうこともありますけれども、医師会の方で負担しきれない分がもしあった時には、賀茂圏域で話し合いをして、その中で、じゃあ、町もそれについてある程度助成するという事は考えていかなければならないと思っています。

○7番（佐藤作行君） 課長の言うことは十分わかっております。

それで、これは認知症の方というのは、全国的にもそうでしょうけれども、年々数が増えていると、松崎町の場合も平均年齢が上がってくるにつれて、高齢率が上がっていくにつれて、そういう方というのはもう確実に増えていくだろうという予想がたつわけですよ。やっぱり早く発見して早く処置をする、これが今の医療の大原則みたいになっていますよね。そういう意味でもやっぱり松崎町の中にぜひ1人でもこういうサポート医的なものがいれば、早期発見の面でも有効じゃないかと思うわけです。

医師会で費用分担だとか何とかというような話が出ていますが、これは松崎町が空白の町になっているということは、やっぱり医師会に頼らなくて、あるいは町独自で助成措置なんかを講じる手というのものもあるんじゃないかと思うんですが、町長、そこらはどうですか。

○町長（齋藤文彦君） 私は壇上で町単独で実施は不可能なため賀茂圏域全体で共同設置するよと答えたわけですけども、なかなか課長と話をして結構難しいようなことがありますので、賀茂圏域で共同で設置するような形ができればいいのかなと思っています。

これからどういうふうに進むかわかりませんが、本当なら町で単独設置できればいいわけですけども、それは非常に不可能だと、非常に厳しいということを聞いていますので、賀茂圏域でやればいいのかと思っていますのでございませう。

○7番（佐藤作行君） そうすると、これはお言葉なんですけど、町で認知症のサポート医が空白の町になっていますよと、県の方でこれは去年の12月4日ですか、新聞発表してあるわけですよ。ということは、少なくとも町である程度本腰を入れて、このサポート医をつくってくれということだと思っただろうですよ。そういうような感覚は受けませんでしたか。目を通しませんでしたか、この記事に対して・・・。

町長、お願いします。

○町長（齋藤文彦君） そのような気持ちはわかるわけですが、私は壇上で答えたわけですから、これを進めていって町で本当に単独でできるかどうかというのを模索しながらいくということになると思うんですけれども、今のところ賀茂圏域共同で、全体でということを進めていきたいなと思っています。

○7番（佐藤作行君） 賀茂全体でということなんですが、ご承知のように賀茂郡下の場合、東海岸もあれば、西海岸もあると、南海岸もあるわけですよ。地域的に地理的に距離があると、「ほい、きた」といって指導が受けられれば問題ないと思うんですが、やっぱり何というか、近くにそういう医師の方がいれば相談もしやすいというようなことにも繋がると思うんですよね。これは、町長は賀茂郡下でみたいな話なんですが、だいたい賀茂郡下で何人くらい必要だと考えておりますか。

○健康福祉課長（高木和彦君） 認知症サポート医については数が多いというよりも、やっぱりどういう機会でその先生にあたれるかということが中心なんです。先ほど言いましたけれども、下田市に4人いるだけで、あとは東伊豆ですとか河津ですとか、南伊豆にはおりません。そういうことがあるものですから、今、メールですとか患者さんのデータを電信で送るとか、そういうネットワークなんかも整備をした上で、その中心と言いますか、ゆくゆくは認知症初期集中支援チームという形で賀茂郡で形成させて、その中心の中にこの先生を入れるということになれば、そんなに各町に2～3人ずついなくても大丈夫ですし、それと、もちろん費用の点もありますし、お医者さんの負担ということも軽減できます。

また、松崎町の場合は、24時間電話サービスというのを平成26年から開始いたしました。そこでもこれに代わる機能というのがありますので、私どもとしては賀茂郡全体でやって、あと松崎町内のお医者さんの負担が大丈夫ということでしたら、お願いはするつもりでございます。

○7番（佐藤作行君） いずれにいたしましても、この認知症に罹っている方というのは、自分で自覚症状がないわけですよ。自分が「おかしいな」なんていうことを思う人は認知症じゃないわけです。主に家族の方とか周りの人なんか、「ちょっとこのところおかしくはないか」とか、そういうような話で気づくわけなんです、やっぱりそういう方々が気軽に、また的確に処置ができるように、これからもご努力をお願いしたいと思います。ということで、これについては質問を終了します。

次に、町の技術職の不足について、どこの市町村でも、特に小さい町なんかでは技術職を募集しても応募がないというのが結構顕著に今なっていて、それで県の方でも長期派遣なんていることを、いま言い出しているわけなんです。これですね、よく福本議員なんかぜひ

町でも採用して、その効率化を図っていけばという話が出るわけなんです、これは県の長期派遣の見通しだとか将来に向けての方向だとかというのはある程度わかっているのでしょうか。ちょっと町長、お願いします。

○総務課長（山本秀樹君） 長期派遣の関係ですけれども、これにつきましては、いま現在、どういうふうにするかということは、はっきりわかっていません。ただ、28年度は派遣はしないというようなことで、29年度あたりからということになります。あと、希望するかしないかという調査が年度内とか間もなく始まるんじゃないかなと思います。このあいだ文書も来まして、その辺について、そんな感じで各市町思惑はどうかというようなところはありましたので、来年度、28年度になってから動き出すのかなという状況です。

○7番（佐藤作行君） これは、県との関係がありますので、いろいろ追及してもこれはしょうがないような気がします。

あともう一つ、その次の「海洋散骨の防止の方向性と取り組みは」についてでございます。これは、現在、埋葬その他の法律で、散骨に関しては特段定めがないというようなことなんです、ここらで、東部地区で一番先にできたのが熱海市だそうですよ。

これは、いろいろエピソードも聞いてきたんですが、宗教団体によっては粉状にした骨を、こういうふうにやって出して海に撒くんだったら、そんなには目立たないそうですよ。

ところが、宗派によってでしょうけれども、骨壺の中に入れて直接沈めるというような宗派なんかもございまして、これをやられますと台風で粉々になるまでは海底に沈んでいるわけです、骨壺が。

ご承知のように、熱海市なんかは観光で飯を食っていこうというような市長の強い意志があるもので、イメージ的に大変よくないよというようなことで、全国でも早い段階で散骨の禁止条例をつくったということなんです、松崎町において、これは魚釣りの方あるいはダイビングの方、これは雲見なんかには結構みえられるわけですよ、お客さんが。

そうした場合、海底に骨壺なんか散乱しているというような状況になった場合、これは非常に対処に困るわけですよ。

なぜ今回これを取り上げたかということ、伊豆半島の場合、伊豆へ散骨するという話になると、熱海でやろうか、近ければ・・・、熱海が一番近いわけです。これは車で来ても。

熱海がだめだったら伊東に行こうかと・・・、今度は伊東がだめになったわけでしょう。そうすると、今度は、じゃあ、東伊豆へ行こうかというようなことで、だんだん奥地へ来るような恐れがあるわけですよ。

これは、町長は困るような話はしているんですが、具体的にやっぱり条例なり何なりでこれは規制していかないと起こり得る話だと思うんですよ。そこらを予防的な意味も含めて条例化する意思はあるかどうか、ちょっと町長にもう一回お願いいたします。

○町長（齋藤文彦君） 条例化するかとって、ちょっと先進事例を熱海市なんか聞いてみて、それで対処していきたいと思っています。松崎町がこんな散骨の場所になったら困るわけですから、観光地として松崎町は生きているわけですから、そのようなことにならないように、先進事例を調べながら担当者といろいろ検討してみたいなと思っています。

○7番（佐藤作行君） とっかかりですから、そんな方向でいいと思いますよ。だけど、これはやっぱり骨とはいえ、やっぱり霊がかつては宿っていたものですから、やっぱりいろんな思いが入ったり何なりがあると思うんですよね。

だけど、実際三浦地区にしても何にしても、現実的に観光を主業として生きている以上、やっぱりマイナスイメージは致命的になりますので、なるべく前向きな形でやっていただきたいと思います。それはそれでお願いに留めておきます。

最後に、カシノナガキクイムシの対策についてですが、これは、南伊豆町あたりではもう結構蔓延しているということなんです、どういう対処方法があるか、確立されていないというようにことなんです、当町の場合は、どんな対処をしようとしているのか、あるいはどういう対策を取ってきたのか、ちょっとわかる範囲内でお願いします。

○産業建設課長（齊藤昌幸君） その対策につきましては、町長の回答とおり、現段階で県との協議にまだ至っていないという状況でございます。ただ、ナラ菌によるカシノナガキクイムシの対策につきましては、農林水産省の林野庁のホームページ等でもそのナラ枯れ被害対策についてのマニュアル等があるわけでございます。その辺を参考にしますと、対処療法としましては被害木の倒木駆除処理、さらには、予防処置としては、殺虫剤の樹幹注入、それから、さらには、幹をビニールシートで覆ってカシノナガキクイムシが入らないように予防処置をするというような対策がこのマニュアルの中に載っているわけでございます。

ただ、現段階では、そういう実行体制をいかに進めていく体制が今の段階ではまだなっていませんということは、この回答のとおりでございますので、今後その辺を県を含めて、全県にわたるものですので、県庁も含めて、農林事務所、市町という形で、さらには実行すべき林業事業者、さらには大学の研究機関等のそういう実行体制を構築していかなければならないかなと思っているわけでございます。

○7番（佐藤作行君） 課長のいま答弁されたことは十分わかるわけです。それで、これは、一

時的には木の所有者が処置しなければならないということは当たり前の話だと思うんですね。

ところが、やっぱりこういうふうにやってほかの町から入ってくる、あるいは病害虫によって次々と感染させられていくというような状態が増えていきますと、やっぱり山林も荒れますし、あるいは美観という面からも結構紅葉しないはずの木が紅葉するというようなことになるわけですね。

これは結構松くい虫と形態が似ておりまして、松くい虫の場合は、いま県の方が主になって駆除なんかをちゃんとやってくれていて、町自体ではどこという段階にはなっていないんです。

これは新しい被害ですから、いろいろ県とも相談しながらやっていくということなんですが、そこらは、動向に十分注意を払って、新しい動きがあったらすぐ対処できるような準備だけはしておいていただきたいと思います。そこらはどうですか。

○町長（齋藤文彦君） 私は下田に行った時は、賀茂農林事務所に行って、所長といろいろ話すわけですけども、南伊豆の方と松崎の境が結構被害があると聞いていますので、所長も知っていて、どういうふうにするか、いま検討していますという話ですので、そういうことでございます。いろいろ事務所ともいろいろ話しています。

○7番（佐藤作行君） いろいろと長く質問させていただいたんですが、だいたい聞きたいことは十分伺いましたので、これをもって質問を終了したいと思います。ありがとうございました。

○議長（稲葉昭宏君） 以上で佐藤作行君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

（午前 9時45分）

---